

鹿児島県がん患者ウィッグ購入費 助成事業について

がん治療に伴う脱毛は、患者様の心に大きな影響を与えます。

そのため、外見の変化による精神的負担を少しでも和らげるため、「医療用ウィッグ」がありますが、医療用ウィッグの購入費用は公的医療保険や医療費控除の対象外であり、がん治療をされている患者様にとって経済的な負担が大きいです。

鹿児島県では、令和4年度からがん治療をされている患者様が、治療の影響により、使用する医療用ウィッグの購入費用の一部を助成する市町村に対して、その経費の一部を助成します。

助成内容

○対象者

次の全てを満たす必要があります。

- 1 鹿児島県内に住所を有している方
- 2 がんと診断され、がんの治療(薬物療法、放射線治療、手術等)を受けた方
又は現在受けている方

○対象経費

医療用ウィッグ(全頭用)及び装着に必要な頭皮保護用のネット
(年度内に購入したものが対象です)

※上記の条件は県が市町村に補助を行う場合であり、市町村によって異なります。

相談・申請窓口

お住まいの市町村のがん対策担当課

※市町村によって助成内容や必要書類が異なります。助成内容等については、事前にお住まいの市町村のがん対策担当課までお尋ねください。

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課がん対策・歯科保健係

TEL : 099-286-2721 FAX : 099-286-5556